
令和2年度大阪府内における障がい者虐待の 対応状況と大阪府の取組みについて

I はじめに

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成24年10月1日施行）（以下「法」という。）に基づく令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）の大阪府内の対応状況等は、以下のとおりです。

これら公表する内容のうち、障がい者福祉施設従事者等^{※1}による障がい者虐待の状況等は、法第20条の規定により公表するものです。

II 概況

1. 養護者^{※2}による虐待

(1) 相談・通報・届出等

- 相談・通報・届出件数は1,404件で、虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（虐待判断事例）は194件でした。
- 相談・通報・届出者は、「警察」が1,067件（76.0%）と最も多く、次いで「相談支援専門員」が70件（5.0%）、「本人による届出」が61件（4.3%）でした（重複あり）。

(2) 虐待の種別・類型

- 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が121件（62.4%）と最も多く、次いで「心理的虐待」が56件（28.9%）、「放棄・放置（ネグレクト）」が31件（16.0%）、「経済的虐待」が30件（15.5%）、「性的虐待」が5件（2.6%）でした（重複あり）。

(3) 被虐待者・虐待者の状況・関係等

- 被虐待障がい者（以下、「被虐待者」という）の障がい種別では、「精神障がい」が106人（54.1%）と最も多く、次いで、「知的障がい」が85人（43.4%）、「身体障がい」が30人（15.3%）でした（重複あり）。
- 被虐待者の性別では、「女性」が132人（67.3%）、年齢別では、「40～49歳」が53人（27.0%）と最多でした。
- 被虐待者からみた虐待を行った養護者（以下、「虐待者」という）の続柄は、「父」が48人（22.9%）と最も多く、次いで「母」が45人（21.4%）、「夫」が35人（16.7%）でした。また、被虐待者が虐待者と同居している割合は81.6%でした。

(4) 虐待への対応策

- 分離の有無について、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」は、64人（32.7%）、「被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数」は90人（45.9%）でした。
- 「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った」もしくは「被虐待者と虐待者を分

離していない」のいずれかの事例の主な対応は、「養護者に対する助言・指導」が 92 人（46.9%）と最も多く、次いで「再発防止のための定期的な見守りの実施」が 83 人（42.3%）、「既に障がい福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が 33 人（16.8%）でした（重複あり）。

- うち、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った」の事例の主な分離の対応は、「契約による障がい福祉サービスの利用」が 29 人（45.3%）と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 8 人（12.5%）、「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が 7 人（10.9%）でした。

2. 障がい者福祉施設従事者等^{※1}による虐待

(1) 相談・通報・届出等

- 相談・通報・届出件数は 322 件で、虐待の事実が認められた事例（虐待判断事例）は 70 件（92 人）でした。
- 相談・通報・届出者は、「本人による届出」が 45 件（14.0%）と最も多く、次いで「当該施設・事業所の設置者・管理者」が 41 件（12.7%）、「当該施設・事業所の職員」が 38 件（11.8%）でした（重複あり）。当該施設・事業所の設置者・管理者、サービス管理責任者、職員等からの通報は、合わせて約 3 割でした。

(2) 虐待の種別・類型

- 虐待の種別・類型は、「心理的虐待」が最も多く 34 件（48.6%）、次いで「身体的虐待」が 32 件（45.7%）、「性的虐待」が 9 件（12.9%）、「放棄・放置（ネグレクト）」が 8 件（11.4%）、「経済的虐待」が 4 件（5.7%）でした（重複あり）。

(3) 施設・事業所の種別

- 障がい者福祉施設等の種別は「共同生活援助」が 17 件（24.3%）と最も多く、次いで「放課後等デイサービス」が 14 件（20.0%）、「生活介護」が 13 件（18.6%）でした。

3. 利用者^{※3}による虐待

- 市町村及び大阪府で受理した相談・通報・届出件数は 42 件でした。
- 相談・通報・届出を受理した 42 件のうち、虐待の疑いがあるとして、大阪府より大阪労働局へ報告したのは、31 件（事業所）でした。

Ⅲ 大阪府の取組み

法の施行により、市町村が虐待防止行政の主たる担い手となったことを踏まえ、全ての市町村で障がい者虐待に対応する窓口を明確にするとともに、障がい者虐待の早期発見・対応を担う障がい者虐待防止センターの設置など、体制整備が進められました。

大阪府では、使用者による虐待の対応窓口や市町村及び関係機関との連絡調整等の後方支援を担う権利擁護センターを障がい福祉室に設置するとともに、市町村が障がい者虐待の取組を的確に行えるよう、対応マニュアルの普及活用や市町村・障がい者虐待防止センター職員の専門的人材育成、対応困難な事案へ適切な対応を行えるよう専門家の助言を含めた支援を行っています。

また、障がい者福祉施設等における虐待防止の体制づくりを図るため、虐待防止研修を通じ、障がい者虐待について理解を深め、効果的な虐待防止策を講じることができるよう支援しています。

参考・用語の解説

※1 障がい者福祉施設従事者等とは、
「障がい者福祉施設」又は「障がい福祉サービス事業等」の業務に従事する者をいいます。

「障がい者福祉施設」とは

- ・ 障害者総合支援法に規定される障害者支援施設
- ・ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定されるのぞみの園

「障がい福祉サービス事業等」とは

- ・ 障害者総合支援法に規定される障がい福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援〔A型・B型〕、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助）、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを運営する事業、福祉ホームを運営する事業
- ・ 厚生労働省令で定める事業として、児童福祉法に規定される障がい児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）、障がい児相談支援事業

※2 養護者

養護者とは、「障がい者を現に養護する者であって障がい者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」であり、障がい者の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている家族、親族、同居人等が該当します。

※3 使用者

使用者とは、「障がい者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」をいいます。

【留意事項】

表の％については小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が必ずしも100%にならない場合があります。

障がい者虐待事案の状況（集計結果）

1. 養護者による障がい者虐待についての対応状況

養護者による障がい者虐待の状況について、市町村に照会し、取りまとめた結果は次のとおりです。

(1) 相談・通報・届出件数（表1）

府内で受け付けた養護者による障がい者虐待の相談・通報・届出件数は、1,404 件でした。

表1 相談・通報・届出件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	1,209	1,241	1,404

(2) 相談・通報・届出者（表2）

相談・通報・届出者は、「警察」が76.0%と最も多く、次いで「相談支援専門員」が5.0%、「本人による届出」が4.3%でした。

表2 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出 計61件(4.3%)						家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員
	主たる障がい者が身体障がい	主たる障がい者が知的障がい	主たる障がい者が精神障がい(発達除く)	主たる障がい者が発達障がい	主たる障がい者が難病	主たる障がい者が不明					
件数	9	15	33	3	0	1	22	15	1	22	3
%	0.6	1.1	2.4	0.2	0.0	0.1	1.6	1.1	0.1	1.6	0.2

	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察	当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明(匿名含む)	合計
件数	70	56	3	1,067	58	10	0	27	4	1,419
%	5.0	4.0	0.2	76.0	4.1	0.7	0.0	1.9	0.3	—

※ 1件の事例に対し、複数の者から相談・通報・届出があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているため、合計人数は相談・通報・届出件数1,404件と一致しない。

※ %は相談・通報・届出件数1,404件に対するもの。

(3) 事実確認の状況 (表3) (表4)

「事実確認調査を行った事例」が 1,309 件 (91.9%)、「事実確認調査を行っていない事例」が 115 件 (8.1%) でした。

事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査を行った事例」は 2 件 (0.2%) でした。法第 11 条に基づく立入調査以外の事実確認調査のうち、「訪問調査により事実確認を行った事例」が 278 件 (21.3%)、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 1,029 件 (78.7%) でした。

事実確認を行っていない事例のうち、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 90 件 (78.3%) でした。

表3 事実確認の実施状況

	件数	%
事実確認調査を行った事例	1,309	91.9
法第 11 条に基づく立入調査以外の方法により事実確認を行った事例	1,307	(99.8)
訪問調査を行った事例	278	[21.3]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	1,029	[78.7]
法第 11 条に基づく立入調査により事実確認を行った事例	2	(0.2)
警察が同行した事例	2	[100.0]
警察に援助要請せず、市町村単独で実施した事例	0	[0.0]
事実確認調査を行っていない事例	115	8.1
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	90	(78.3)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	4	(3.5)
他部署等への引継ぎ	21	(18.3)
合計	1,424	100.0

※ 事実確認の実施状況には、令和元年度中に相談・通報があったもののうち、令和 2 年度に入って事実確認調査を行ったもの 20 件が含まれ 1,424 件となるため、合計件数は令和 2 年度中の通報件数 1,404 件と一致しない。

通報・相談・届出受理から事実確認を行うまでの日数については、「0 日(当日)」が 67.5%、「1 日(翌日)」が 10.7%、「3~6 日」が 7.0% でした。

表4 事実確認を行うまでの日数

	0 日 (当日)	1 日 (翌日)	2 日	3~6 日	7~ 13 日	14~ 20 日	21~ 27 日	28 日 以上	合計
件数	883	140	60	91	59	33	22	21	1,309
%	67.5	10.7	4.6	7.0	4.5	2.5	1.7	1.6	100.0

※ %は事実確認調査を行った件数 1,309 件に対するもの。

(4) 事実確認調査の結果（表5）

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下、「虐待判断事例」という。）の件数は、194件であり、事実確認調査を行った事例の14.8%でした。

表5 事実確認調査の結果

	件数	%
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	194	14.8
虐待ではないと判断した事例	948	72.4
虐待の判断に至らなかった事例	167	12.8
合 計	1,309	100.0

※ %は事実確認調査を行った件数1,309件に対するもの。

以下、虐待判断事例件数194件を対象に、虐待の種別・類型、被虐待者の状況及び虐待への対応策等について集計を行いました。

(5) 虐待の内容

ア 虐待の種別（表6）

「身体的虐待」が62.4%と最も多く、次いで「心理的虐待」が28.9%、「放棄・放置（ネグレクト）」が16.0%、「経済的虐待」が15.5%、「性的虐待」が2.6%でした。なお、身体的虐待のうち「身体拘束」を含むものは3件でした。

表6 虐待の種別・類型（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置 (ネグレクト)	経済的虐待	合 計
件数	121	5	56	31	30	243
%	62.4	2.6	28.9	16.0	15.5	—

※ 1件の事例に対し複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は虐待判断件数194件と一致しない。

※ %は虐待判断事例件数194件に対するもの。

イ 虐待の程度（表7）

虐待の程度については、「軽度」が68.7%、「中度」が18.9%、「重度」が12.3%でした。

表7 虐待の程度（複数回答）

	軽度	中度	重度	合 計
件数	167	46	30	243
%	68.7	18.9	12.3	100.0

※ 虐待の程度が軽度とは「生命・身体・生活への影響」、中度とは「生命・身体・生活に著しい影響」、重度とは「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当。

※ %は虐待の種別・類型件数243件に対するもの。

(6) 被虐待者等の状況

1 件の事例に対し被虐待者又は虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 194 件に対し被虐待者数は 196 人、虐待者数は 210 人でした。

以下、被虐待者及び虐待者の属性等について情報を整理しました。

ア 被虐待者の性別・年齢（表 8、表 9）

性別では、「女性」が 67.3%と全体の約 7 割を占めていました。年齢別では「40～49 歳」が 27.0%と最も多く、次いで「50～59 歳」が 23.0%、「20～29 歳」が 22.4%でした。

表 8 被虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	64	132	196
%	32.7	67.3	100.0

表 9 被虐待者の年齢

	18・ 19 歳	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 64 歳	65 歳 以上	不明	合計
人数	10	44	31	53	45	11	1	1	196
%	5.1	22.4	15.8	27.0	23.0	5.6	0.5	0.5	100.0

※ %は被虐待者数 196 人に対するもの。

イ 被虐待者の障がい種別（表 10）

障がい種別では、「精神障がい」が、54.1%と最も多く、次いで「知的障がい」が 43.4%、「身体障がい」が 15.3%でした。

表 10 被虐待者の障がい種別（複数回答）

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	難病	その他	合計
人数	30	85	106	9	8	0	238
%	15.3	43.4	54.1	4.6	4.1	0.0	—

※ 1 人の被虐待者が重複障がいを有する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数 196 人と一致しない。

※ %は被虐待者数 196 人に対するもの。

ウ 障がい支援区分及び行動障がいの有無（表 11、表 12）

被虐待者 196 人のうち、障がい支援区分認定済みの者が 57.7%で、認定を受けていない、不明又は非該当の者は 42.3%でした。区分がある者のうち、「区分 4」が全体の 14.3%と最も多く、次いで「区分 2」が 12.8%、「区分 3」が 11.2%でした。また、行動障がいのある者は全体の 27.6%でした。

表 11 障がい支援区分

	人数	%
区分 1	1	0.5
区分 2	25	12.8
区分 3	22	11.2
区分 4	28	14.3
区分 5	16	8.2
区分 6	21	10.7
なし	82	41.8
不明	1	0.5
合計	196	100.0

表 12 行動障がいの有無

	人数	%
強い行動障がいがある（※）	26	13.3
認定調査を受けていないが、上記と同程度の行動障がいがある	3	1.5
行動障がいがある（上記 2 項目に該当しない程度）	25	12.8
行動障がいがない	141	71.9
行動障がいの有無が不明	1	0.5
合計	196	100.0

（※）（障がい支援区分 3、行動関連項目 10 点以上
（または障がい程度区分 3、行動関連項目 8 点以上）

※ %は被虐待者数 196 人に対するもの。

エ 被虐待者の障がい福祉サービス等の利用状況（表 13）

被虐待者の障がい福祉サービス等の利用状況は、「障害者総合支援法上のサービス」が 56.6%と最も多く、次いで「自立支援医療」が 50.5%、「利用なし」が 17.9%、「地域生活支援事業のサービス」が 10.2%でした。

表 13 被虐待者の障がい福祉サービス等の利用状況（複数回答）

	障害者総合支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市区町村及び都道府県が実施する事業	成年後見制度	日常生活自立支援事業	その他	利用なし	不明	合計
件数	111	1	99	20	0	1	0	6	35	1	274
%	56.6	0.5	50.5	10.2	0.0	0.5	0.0	3.1	17.9	0.5	—

※ 1人の被虐待者が複数の障がい福祉サービス等を利用している状況がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数 196 人と一致しない。

※ %は被虐待者数 196 人に対するもの。

オ 虐待者との同居・別居の状況（表 14）

「虐待者と同居」が 81.6%と、全体の 8 割以上を占めていました。

表 14 被虐待者における虐待者との同居の有無

	同居	別居	その他	合計
人数	160	35	1	196
%	81.6	17.9	0.5	100.0

※ %は被虐待者数 196 人に対するもの。

カ 虐待者の性別・年齢（表 15、表 16）

性別では、「男性」が 61.9%と、全体の 6 割以上を占めていました。虐待者の年齢は、「50～59 歳」が 27.6%と最も多く、次いで「40～49 歳」が 19.5%、「65～74 歳」が 13.8%でした。

表 15 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	130	79	1	210
%	61.9	37.6	0.5	100.0

※ %は虐待者数 210 人に対するもの。

表 16 虐待者の年齢

	～17 歳	18～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65～74 歳	75 歳以上	不明	合計
人数	1	15	24	41	58	18	29	18	6	210
%	0.5	7.1	11.4	19.5	27.6	8.6	13.8	8.6	2.9	100.0

※ %は虐待者数 210 人に対するもの。

キ 被虐待者からみた虐待者の続柄（表 17）

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「父」が 22.9%と最も多く、次いで「母」が 21.4%、「夫」が 16.7%でした。

表 17 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者	娘の 配偶者	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
人数	48	45	35	8	10	2	0	0	19	16	0	1	25	1	210
%	22.9	21.4	16.7	3.8	4.8	1.0	0.0	0.0	9.0	7.6	0.0	0.5	11.9	0.5	100.0

※ %は虐待者数 210 人に対するもの。

ク 虐待の発生要因（表 18）

虐待の発生要因は、虐待者の要因では「虐待者が虐待と認識していない」が 42.9%と最も多く、次いで「虐待者の知識や情報の不足」が 26.0%でした。被虐待者の要因では、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」が 33.2%と最も多く、次いで「被虐待者の行動障がい」が 12.2%でした。家庭環境の要因では、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が 44.9%と最も多く、次いで「家庭内に複数人の障がい者、要介護者がいる」が 19.9%でした。

表 18 虐待の発生要因（複数回答）

		人数	%
虐待者	虐待者の介護疲れ	46	23.5
	虐待者の知識や情報の不足	51	26.0
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	8	4.1
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	26	13.3
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	17	8.7
	虐待者が虐待と認識していない	84	42.9
	虐待者の障がい、精神疾患や強い抑うつ状態	44	22.4
	虐待者側のその他の要因	24	12.2
被虐待者	被虐待者の介護度や支援度の高さ	65	33.2
	被虐待者の行動障がい	24	12.2
	被虐待者側のその他の要因	43	21.9
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	88	44.9
	家庭における経済的困窮（経済的問題）	32	16.3
	家庭内に複数人の障がい者、要介護者がいる	39	19.9
	家庭におけるその他の要因	13	6.6

※ %は被虐待者数 196 人に対するもの。

(7) 虐待への対応策

ア 分離の有無 (表 19)

虐待への対応として、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」は 32.7%、「被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数」は 45.9%でした。

表 19 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	%
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数	64	32.7
被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数	90	45.9
もともと虐待者とは別居の被虐待者数	20	10.2
現在対応について検討・調整中の被虐待者数	8	4.1
その他	14	7.1
合 計	196	100.0

※ %は被虐待者数 196 人に対するもの。

イ 分離もしくは分離していない等被虐待者の対応の内訳 (表 20)

被虐待者 196 人のうち、「現在対応について検討・調整中の被虐待者」を除く 188 人を「分離もしくは分離していない等被虐待者」として、対応の内訳を集計しました。

「養護者に対する助言・指導」が 46.9%と最も多く、次いで「再発防止のための定期的な見守りの実施」が 42.3%、「既に障がい福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が 16.8%でした。

表 20 分離もしくは分離していない等被虐待者の対応の内訳 (複数回答)

	人数	%
養護者に対する助言・指導	92	46.9
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	0	0.0
被虐待者が新たに障がい福祉サービスを利用	25	12.8
既に障がい福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	33	16.8
被虐待者が障がい福祉サービス以外のサービスを利用	5	2.6
再発防止のための定期的な見守りの実施	83	42.3
その他	20	10.2
合 計	258	—

※ 1人の被虐待者に対し複数の対応状況がある場合は、それぞれの該当項目に重複して計上され、また、分離を行った被虐待者については当該項目についていずれも対応状況がない場合は対応を選択しない

ことがあるため、合計件数は分離もしくは非分離等のいずれかを行った被虐待者数 188 人と一致しない。

※ %は分離もしくは分離していない等被虐待者数 188 人に対するもの。

ウ 分離を行った被虐待者の対応の内訳（表 21）

「契約による障がい福祉サービスの利用」が 45.3%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 12.5%、「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が 10.9%でした。また、分離を行った被虐待者のうち、面会制限を行った被虐待者は 46.9%でした。

表 21 分離を行った被虐待者の対応の内訳

	人数	%
契約による障がい福祉サービスの利用	29	45.3
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	6	9.4
利用契約又は措置以外の方法による一時保護	7	10.9
医療機関への一時入院	8	12.5
その他	14	21.9
分離を行った事例のうち、面会の制限を行った事例	30	(46.9)
合 計	64	100.0

※ %は分離を行った被虐待者数 64 人に対するもの。

エ 権利擁護に関する対応（表 22）

権利擁護に関する対応として、成年後見制度と日常生活自立支援事業の利用状況を把握しました。成年後見制度については、「利用開始済」が 10 人、「利用手続き中」が 11 人であり、これらを合わせた 21 人のうち、市町村長申し立ての事例は 18 人（85.7%）でした。また、「日常生活自立支援事業の利用」は 3 人でした。

表 22 権利擁護に関する対応

	件数
成年後見制度利用開始済	10
成年後見制度利用手続き中	11
（上記 2 項目のうち、市町村長申し立ての事例）	(18)
日常生活自立支援事業の利用	3

(8) 虐待等による死亡事例

養護者による虐待等により被虐待者が死亡した事例は 0 件でした。

2. 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待についての対応状況

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況について、法に基づき市町村から大阪府に報告のあった事案及び市町村に照会した事案を、取りまとめた結果は次のとおりです。

(1) 相談・通報・届出件数 (表 23)

府内で受け付けた障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待に関する相談・通報・届出件数は、322 件でした。

表 23 相談・通報・届出件数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
件数	274	309	322

(2) 相談・通報・届出者 (表 24)

相談・通報・届出者は、「本人による届出」が 14.0%と最も多く、次いで「当該施設・事業所の設置者・管理者」が 12.7%、「当該施設・事業所の職員」が 11.8%でした。当該施設・事業所の設置者・管理者、サービス管理責任者、職員等からの通報は、合わせて約 3 割でした。

表 24 相談・通報・届出者 (複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	当該施設・事業所			当該施設・事業所元職員
							設置者・管理者	サービス管理責任者	職員	
件数	45	26	14	4	0	34	41	10	38	15
%	14.0	8.1	4.3	1.2	0.0	10.6	12.7	3.1	11.8	4.7

	当該施設・事業所利用者	他の施設・事業所の職員	当該市町村行政職員	警察	運営適正化委員会	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明 (匿名含む)	合計
件数	7	20	36	5	2	0	5	27	15	344
%	2.2	6.2	11.2	1.6	0.6	0.0	1.6	8.4	4.7	—

※ 1 件の事例に対し、複数の者から相談・通報・届出があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているため、合計人数は相談・通報・届出件数 322 件と一致しない。

※ %は相談・通報・届出件数 322 件に対するもの。

(3) 虐待の事実が認められた事例件数

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待に関して、法第 17 条及び同法施行規則第 2 条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該障がい者福祉施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされています。

令和 2 年度において、府内市町村で「虐待の事実が認められた事例件数」は 70 件でした。

(表 25「虐待の事実が認められた件数」80 件については、被虐待者の支給決定市町村ごとに計上しており、1つの事例に対し被虐待者が複数おり複数の市町村にまたがる場合には重複して計上していること、また、施設の所在地が他都道府県の場合が含まれるため、「虐待の事実が認められた事例件数」70 件とは一致しない。)

(4) 市町村における事実確認の状況 (表 25)

令和2年度において「事実確認を行った事例」は307件(89.0%)、「事実確認を行わなかった事例」は38件(11.0%)でした。「事実確認を行った事例」のうち、「虐待の事実が認められた事例」が80件(26.1%)、「虐待の事実が認められなかった事例」が163件(53.1%)、「虐待の判断に至らなかった事例」が64件(20.8%)でした。

一方、事実確認を行わなかった38件について、その理由は、令和2年度末調査時点で「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が17件(44.7%)、「後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例」が13件(34.2%)、「その他」が8件(21.1%)でした。

表 25 市町村における相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	%
事実確認調査を行った事例	307	89.0
虐待の事実が認められた	80	(26.1)
虐待の事実が認められなかった	163	(53.1)
虐待の事実の判断に至らなかった	64	(20.8)
事実確認調査を行っていない事例	38	11.0
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	17	(44.7)
後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	13	(34.2)
その他(対象施設特定できず等)	8	(21.1)
合 計	345	100.0

※ 事実確認の実施状況には、令和元年度中に相談・通報があったもののうち、令和2年度に入って事実確認調査を行ったもの22件、他の都道府県から連絡があったもの1件が含まれ345件となるため、合計件数は令和2年度中の通報件数322件と一致しない。

以下、虐待の事実が認められた事例(以下、「虐待判断事例」という。)の件数 70件 を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別・類型、被虐待者及び虐待者の状況について集計を行いました。

(5) 施設・事業所の種別 (表 26)

「共同生活援助」が 24.3%と最も多く、次いで「放課後等デイサービス」が 20.0%、「生活介護」が 18.6%でした。法施行後、障害者総合支援法または児童福祉法の規定に基づく「改善勧告、改善命令、指定の効力の全部または一部停止」の措置のあった事例は 1 件でした。

表 26 当該施設・事業所の種別

	件数	%
障がい者支援施設	4	5.7
居宅介護	1	1.4
重度訪問介護	2	2.9
療養介護	1	1.4
生活介護	13	18.6
短期入所	4	5.7
就労継続支援 A 型	8	11.4
就労継続支援 B 型	4	5.7
共同生活援助	17	24.3
移動支援事業	2	2.9
放課後等デイサービス	14	20.0
合 計	70	100.0

※ %は虐待判断事例件数 70 件に対するもの。

(6) 虐待の内容

ア 虐待の種別・類型 (表 27)

虐待の種別・類型は、「心理的虐待」が最も多く 48.6%、次いで「身体的虐待」が 45.7%、「性的虐待」が 12.9%、「放棄・放置 (ネグレクト)」が 11.4%、「経済的虐待」が 5.7%、でした。なお、身体的虐待のうち「身体拘束」を含むものは 4 件でした。

表 27 虐待の種別・類型 (複数回答)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置 (ネグレクト)	経済的虐待	合 計
件数	32	9	34	8	4	87
%	45.7	12.9	48.6	11.4	5.7	—

※ 1 件の事例に対し複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数 70 件と一致しない。

※ %は虐待判断事例件数 70 件に対するもの。

イ 虐待の程度（表 28）

虐待の程度については、「軽度」が 66.7%、「中度」が 24.1%、「重度」が 9.2%でした。

表 28 虐待の程度（複数回答）

	軽度	中度	重度	合計
件数	58	21	8	87
%	66.7	24.1	9.2	100.0

※ 虐待の程度が軽度とは「生命・身体・生活への影響」、中度とは「生命・身体・生活に著しい影響」、重度とは「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当。

※ %は虐待の種別・類型件数 87 件に対するもの。

(7) 被虐待者の状況

被虐待者の性別、年齢、障がい種別、障がい支援区分、行動障がいの有無について、70 件の事例を対象に集計を行いました。なお、1 件の事例に対し被虐待者が複数の場合があるため、70 件の事例に対し、被虐待者の総数は 92 人でした。

ア. 被虐待者の年齢及び性別（表 29、表 30）

性別では、「男性」が 57.6%と全体の約 6 割を占めていました。

年齢は、「～19 歳」が 27.2%と最も多く、次いで「20～29 歳」が 22.8%、「40～49 歳」が 19.6%でした。

表 29 被虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	53	39	92
%	57.6	42.4	100.0

表 30 被虐待者の年齢

	～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65 歳以上	合計
人数	25	21	16	18	10	0	2	92
%	27.2	22.8	17.4	19.6	10.9	0.0	2.2	100.0

※ %は被虐待者数 92 人に対するもの。

イ. 被虐待者の障がい種別（表 31）

障がい種別では、「知的障がい」が 71.7%と最も多く、次いで「身体障がい」が 18.5%、「精神障がい」、「発達障がい」がそれぞれ 13.0%でした。

表 31 被虐待者の障がい種別（複数回答）

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	難病	不明	合計
人数	17	66	12	12	0	0	107
%	18.5	71.7	13.0	13.0	0.0	0.0	—

※ 1 人の被虐待者が重複障がいを有する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数 92 人と一致しない。

※ %は被虐待者数 92 人に対するもの。

ウ 被虐待者の障がい支援区分及び行動障がい（表 32、表 33）

被虐待者 92 人のうち、障がい支援区分認定済みの者が 71.7%で、認定を受けていない又は非該当の者は 28.3%でした。区分がある者のうち、「区分 6」が 27.2%と最も多く、次いで「区分 5」が 13.0%、「区分 2」「区分 4」がそれぞれ 12.0%でした。また、行動障がいのある者は全体の 52.2%でした。

表 32 障がい支援区分

	人数	%
区分 1	0	0.0
区分 2	11	12.0
区分 3	7	7.6
区分 4	11	12.0
区分 5	12	13.0
区分 6	25	27.2
なし	26	28.3
不明	0	0.0
合計	92	100.0

※ %は被虐待者数 92 人に対するもの。

表 33 行動障がいの有無

	人数	%
強い行動障がいがある（※）	29	31.5
認定調査を受けていないが、上記と同程度の行動障がいがある	3	3.3
行動障がいがある（上記 2 項目に該当しない程度）	16	17.4
行動障がいがない	32	34.8
行動障がいの有無が不明	12	13.0
合計	92	100.0

（※）（障がい支援区分 3、行動関連項目 10 点以上
（または障がい程度区分 3、行動関連項目 8 点以上）

（8）虐待を行った障がい者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障がい者福祉施設従事者等（以下、「虐待者」という。）の性別・年齢及び職種について、70 件の虐待判断事例を対象に集計を行いました。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待者数は 91 人でした。

ア 性別・年齢（表 34、表 35）

性別は、「男性」が 71.4%と、全体の約 7 割を占めていました。年齢は、「30～39 歳」、「40～49 歳」、「50～59 歳」がそれぞれ 17.6%でした。

表 34 虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	65	26	91
%	71.4	28.6	100.0

表 35 虐待者の年齢

	～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	不明	合計
人数	11	16	16	16	14	18	91
%	12.1	17.6	17.6	17.6	15.4	19.8	100.0

※ %は特定された虐待者数 91 人に対するもの。

イ 虐待者の職種、雇用形態（表 36、表 37）

「生活支援員」が 23.1%で最も多く、次いで「世話人」が 16.5%、「児童指導員」が 9.9%でした。また、雇用形態は「正規雇用」が 64.8%でした。

表 36 虐待者の職種

	人数	%
サービス管理責任者	6	6.6
管理者	8	8.8
設置者・経営者	6	6.6
生活支援員	21	23.1
職業指導員	4	4.4
就労支援員	4	4.4
世話人	15	16.5
指導員	7	7.7
保育士	4	4.4
児童発達支援管理責任者	2	2.2
児童指導員	9	9.9
重度訪問介護従業者	1	1.1
その他従事者	3	3.3
不明	1	1.1
合 計	91	100.0

※ %は特定された虐待者数 91 人に対するもの。

表 37 虐待者の雇用形態

	正規雇用	非正規雇用	不明	合計
件数	59	16	16	91
%	64.8	17.6	17.6	100.0

※ %は特定された虐待者数 91 人に対するもの。

ウ 虐待の発生要因（表 38）

「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 68.6%と最も多く、次いで「倫理観や理念の欠如」が 47.1%、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が 41.4%でした。

表 38 虐待の発生要因（複数回答）

	件数	%
教育・知識・介護技術等に関する問題	48	68.6
職員のストレスや感情コントロールの問題	29	41.4
倫理観や理念の欠如	33	47.1
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	10	14.3
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	22	31.4

※ %は虐待判断事例件数 70 件に対するもの

(9) 虐待判断事例への対応状況 (表 39、表 40、表 41)

虐待判断事例 70 件の内、施設・事業者、府または市町村が、令和 2 年度末までに行った対応は次のとおりです。

表 39 施設・事業者の対応 (複数回答)

	件数
管理者の虐待防止に関する研修受講	38
職員に対する虐待防止に関する研修の実施	51
虐待防止委員会の設置	23
通報義務の履行	30

表 40 市町村が行った対応 (複数回答)

	件数
施設・事業所に対する指導	60
施設・事業所からの改善計画の提出依頼	48
虐待を行った障がい者福祉施設従事者等への注意・指導	33

表 41 都道府県が行った障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく対応
(指定都市、中核市、条例に基づき権限委譲を受けた市町村含む) (複数回答)

	件数
施設・事業所等に対する指導	11
報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	2
改善勧告	4
改善勧告に従わない場合の公表	0
改善命令	0
指定の効力の全部又は一部停止	2
指定取消	1
現在対応中	0

(10) 虐待等による死亡事例

障がい者福祉施設従事者等からの虐待等により被虐待者が死亡した事例はありませんでした。

3. 使用者による障がい者虐待

使用者による障がい者虐待の状況について、法に基づき市町村から大阪府に通知のあった事案及び市町村に照会した事案を、取りまとめた結果は次のとおりです。

(1) 相談・通報・届出件数（表 42）

市町村及び大阪府で受け付けた使用者による障がい者虐待の相談・通報・届出件数は、**42件**でした。

表 42 相談・通報・届出件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	69	58	42

相談・通報・届出を受理した42件のうち、虐待の疑いがあるとして、大阪府より大阪労働局へ報告したのは、31件（事業所）でした。

(2) 相談・通報・届出者（表 43）

相談・通報・届出者は、「本人による届出」が57.1%と最も多く、次いで「職場の同僚」、「当該市区町村行政職員」がそれぞれ11.9%、「家族・親族」が9.5%でした。

表 43 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	相談支援専門員	施設・事業所の職員	職場の同僚	当該市区町村行政職員	その他	合計
件数	24	4	2	3	1	5	5	6	50
%	57.1	9.5	4.8	7.1	2.4	11.9	11.9	14.3	—

※ 1件の事例に対し、複数の者から相談・通報・届出があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上される。

※ %は相談・通報・届出件数42件に対するもの。

【参考】大阪労働局及び大阪府内市町村における使用者による障がい者の虐待状況等について

(1) 使用者による障がい者虐待の通報・届出の事業所

大阪労働局に寄せられた使用者による障がい者虐待の通報・届出のあった事業所は、115 事業所でした。

(2) 使用者による障がい者虐待が認められた事業所（表 44、表 45）

労働関係法令に基づき調査等を行い、使用者による障がい者虐待が認められた事業所は、40 事業所でした。事業所の業種と規模の内訳は、以下のとおりです。

表 44 事業所の業種

	製造業	医療 福祉	卸売	建設	サービス 業	運輸	不明	合計
事業所数	9	13	4	3	5	5	1	40
%	22.5	32.5	10.0	7.5	12.5	12.5	2.5	100.0

※ %は虐待が認められた 40 事業所に対するもの。

表 45 事業所の規模

	5 人 未満	5-29 人	30 -49 人	50 -99 人	100 -299 人	300 -499 人	500 -999 人	1000 人 以上	不明	合計
事業所数	4	15	7	2	1	2	1	1	7	40
%	10.0	37.5	17.5	5.0	2.5	5.0	2.5	2.5	17.5	100.0

※ %は虐待が認められた 40 事業所に対するもの。

(3) 被虐待者の障がい種別（表 46）

使用者から何らかの虐待を受けていた障がい者（以下、「被虐待者」という）は 66 人でした。障がい種別は、「知的障がい」が 53.0%と最も多く、次いで「身体障がい」が 25.8%、「精神障がい」が 22.7%でした。

表 46 被虐待者の障がい種別（複数回答）

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	その他	不明	合計
人数	17	35	15	2	2	1	72
%	25.8	53.0	22.7	3.0	3.0	1.5	—

※ %は被虐待者数 66 人に対するもの。

(4) 虐待の種別・類型（表 47）

虐待の種別・類型は、「経済的虐待」が 75.0%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 32.5%、「身体的虐待」が 12.5%でした。

表 47 虐待の種別・類型（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置 (ネグレクト)	経済的虐待	合計
件数	5	2	13	4	30	54
%	12.5	5.0	32.5	10.0	75.0	—

※ %は虐待が認められた 40 事業所に対するもの。

(5) 雇用形態 (表 48)

被虐待者の雇用形態は、「パート・アルバイト」が 31.8%と最も多く、次いで「正社員」が 21.2%、「契約社員」が 10.6%でした。

表 48 被虐待者の雇用形態

	正社員	パート・アルバイト	契約社員	その他・不明	合計
人数	14	21	7	24	66
%	21.2	31.8	10.6	36.4	100.0

※ %は被虐待者数 66 人に対するもの。

(6) 被虐待者からみた虐待者との関係 (表 49)

被虐待者からみた虐待を行った使用者 (以下、「虐待者」という) との関係については、「事業主」が 57.5%と最も多く、次いで「所属の上司」が 32.5%でした。使用者による障がい者虐待が認められた 40 事業所に対し、虐待者数は 40 人でした。

表 49 被虐待者からみた虐待者との関係

	事業主	所属の上司	所属以外の上司	その他 (同僚)	不明	合計
人数	23	13	1	1	2	40
%	57.5	32.5	2.5	2.5	5.0	100.0

※ %は虐待者数 40 人に対するもの。

(7) 虐待の事実が認められた事例への対応 (表 50)

虐待の事実が認められた事例に対して、大阪労働局は表 50 のとおり各法令に基づいた措置を行いました。

表 50 虐待の事実が認められた事例への対応 (複数回答)

	労働基準関係 法令 に基づく指 導等	障害者雇用 促進法 に基づく助 言・指導	男女雇用機会 均等法に基づ く助言・指導	個別労働紛争 解決促進法に 基づく 助言・指導	労働施策総合 推進法に基づ く助言・指導	合計
件数	29	10	1	0	1	41

※ 虐待は認定したが、指導等を行わなかった事例 1 事業所

4. 市町村における障がい者虐待防止対応のための体制整備等について

・市町村における障がい者虐待防止センターの設置状況（表 51）

法に基づき、市町村は障がい者虐待の相談・通報・届出の窓口等となる障がい者虐待防止センターの設置が位置付けられています。大阪府内においては、43市町村全てに設置されており、その内訳は直営のみが28、委託のみが10、直営と委託の両方が5となっています。（令和3年3月31日現在）

表 51 市町村における体制整備について

	直営のみ	委託のみ	直営と委託 の両方	合計
件数	28	10	5	43